

令和 6 年（ワ）第 3 0 7 3 9 号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか 2 名

被告 国

陳 述 書

2 0 2 5 年 1 0 月 2 4 日

住所 札幌市中央区大通西 1 2 丁目 北海道合同法律事務所

氏名

世 林 学

1 袴田事件弁護団への参加経緯

私は、札幌弁護士会に所属する弁護士の笹森学と申します。私は、日本弁護士連合会からの派遣を受け、平成 2 1 年（2 0 0 9 年）ころから袴田事件の弁護団に参加しております。主に、本事件の第 2 次再審請求における DNA 鑑定やみそ漬けされた血液の色などに関する弁護活動を担当してまいりました。

本陳述書は、令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 2 4 日に行われた袴田事件再審公判第 1 4 回期日において、私たち弁護人が着用していたバッジをめぐり、國井裁判長から法廷警察権の行使を示唆された一連の出来事について、私の記憶に基づき事実を申し述べるものです。

2 本件バッジの着用状況について

私は、袴田事件の支援者団体である「袴田さん支援クラブ」が作成した「幸せの花」が描かれているバッジ（以下「本件バッジ」といいます。）を、弁護団に参加して以来、日常的に着用しておりました。本件バッジは、私にとって袴田巖さんの無実を信じ支援する意思を示す象徴であり、あたかも空気のようなものです。再審公判においても、第 1 回期日から第 1 4 回期日に至るまで、私は常に本件バッジを着用して法廷に臨んでおりました。本件バッジの着用は、弁護団として統一された方針によるものではなく、あくまで私個人の意味によ

るものでした。小川秀世弁護士をはじめ、多くの弁護人が本件バッジを着用していました。当然ですが当時の公判期日まで審理には何の支障もありませんでした。

### 3 第14回期日における出来事

同日の公判が休廷に入り、傍聴人が全員退廷した後、法廷内には弁護団、検察官、そして3名の裁判官のみが残っておりました。その際、國井裁判長から弁護団に対し、本件バッジを見せるよう求められました。

第14回期日で突然裁判長が本件バッジに着目した理由は、この日の公判を傍聴された方が、裁判所職員から本件バッジを取り外すよう言われた際、「弁護人も着用しているのに」と言ったことがきっかけだと聞いています。

私は、裁判長席に座っていた裁判長のもとへ進み、着用していた本件バッジを外して手渡しました。裁判長は本件バッジを手に取り、そこに「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」と記載されていることを初めて認識した様子でした。確認を終えた裁判長は、私に本件バッジを返却しながら我々弁護人に向けて、「皆さんは支援者ではなく弁護人なんですから、こういうものをつけなくてもいいでしょう」と言いました。私は、「皆さんは支援者ではなく弁護人なんだから」という言い方に「弁護人も支援者に決まってるじゃないか」と疑問に思いましたので、この発言ははっきりと記憶しています。その後の公判審理を円滑に進めることを優先して、私は休廷後の公判では本件バッジを外しました。弁護団のうち、小川秀世弁護士だけは引き続き本件バッジを着用していましたが、他の弁護士は全員外していました。

### 4 その後の経緯

第14回期日の閉廷直後に、裁判長から「今後法廷には本件バッジを付けて入廷しないようにして下さい。付けたままでは退廷を命じることもあります」との注意がありました。私たちはこれを着用禁止の指示と受け止めたので、期日の終了後に裁判所傍聴規則などを参照し、「法廷において所持することが相当ではないと思料する物」に該当するのだろうか疑問がありましたが、「裁判長の指示」には間違いがないと考え、弁護団で協議をして、それに基づいて令和6年5

月10日付けで「バッジを外す指示に対する意見書」（甲18）を提出しております。したがって、國井裁判長から本件バッジを取り外すよう指示があったことは間違いありません。

そして、上記意見書を提出した翌日、裁判所から小川弁護士に対し、電話で「次回の期日からはバッジを外すように」「着用したままだと法廷に入れません」との連絡があったと聞いています。その後の公判期日では、小川弁護士も含め、弁護人は誰も本件バッジを着用していません。

## 5 法廷警察権行使に関する認識

國井裁判長の法廷警察権の行使は、法廷の秩序維持という観点からなされたものと推察します。しかし、第1回期日から第14回期日の前半まで、私を含む複数の弁護人が毎回本件バッジを着用していましたが審理に全く支障はありませんでしたし、本件バッジ着用の有無によって判断を左右される裁判所がある筈がありません。しかも本件バッジにアピール性があったとしても目を近づけなければ記載内容も認識できず「喧噪につながりかねない」状況など全くありませんでした。

それゆえ、第14回期日になって本件バッジを取り外す必要性や合理性は、全くなかったと言えます。

したがって、本件の法廷警察権の行使は極めて形式的なものだと思います。

以上